平成３０年（フ）第３１号
愛知県田原市加治町宇沢42番地１
債務者　シカゴピザ田原店こと　河合　　登
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩﨑　大輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１４３号
札幌市白石区栄通18丁目11番６号
債務者　渡邉　郁美
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齊藤　佑揮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１１号
福岡県久留米市青峰３丁目４番３―38号
債務者　権藤　　浩
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高松　直史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１９４号
横浜市南区弘明寺町字北ノ前26番地
債務者　工藤　賢市
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　辻居　弘平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市双葉町１丁目13番５号　Ｎｏｅ１　1135　302号
債務者　畠山　浩子
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角　　大祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２１号
岐阜市鷺山1866番地８、前住所岐阜市栄新町１丁目２番地
債務者　金田　好永
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成30年５月25日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３４４号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番18―302号
債務者　伊藤　建一
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６０号
札幌市北区新琴似12条16丁目８番１号
債務者　佐野　拓也
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０５号
札幌市中央区大通西22丁目３番８―602号
債務者　中居　愼平
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１０号
札幌市中央区南14条西13丁目２番47―405号
債務者　木村　文香（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１６号
北海道恵庭市大町１丁目10番11―201号
債務者　中川　　馨
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４６号
札幌市清田区里塚緑ケ丘８丁目５番37号
債務者　小川枝里佳（旧姓杉本）
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２号
札幌市東区東苗穂10条２丁目１番21―102号
債務者　村田　早紀
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４１号
札幌市白石区南郷通６丁目南７番25―302号
債務者　中村　一彦
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６号
札幌市北区太平９条４丁目１番12号　清水マンションＡ号、住民票上の住所札幌市白石区菊水元町３条２丁目３番21号　ニューイトウビル２階ＫＤＰ
債務者　島倉　起己
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４８号
北海道千歳市新富２丁目３番16―207号　市営住宅北栄団地
債務者　千葉　玉枝
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
札幌市豊平区美園９条３丁目１番12号　サニーパレス101号
債務者　清永　祐樹
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部